

設問 1 1. Bは、株主(会社法(以下、法令を省略)828条2項2号)として、本件株主総会
第9行の無効の訴え(同条1項2号)を提起する。 効力と手段 物理的不存在/形式上のIT

2. Bは、本件株主総会の無効原因として、①本件決議1には本件招集通知に
本件議案1及び「定款変更の件」という議題が記載されていなかったことによる
取消事由(831条1項1号)があること、②本件決議2には本件招集通知に本件
議案2及び「新株発行の件」という議題が記載されていなかったことによる
取消事由があること、及び③本件決議2には、本件株主総会が有価証券
発行であることを明らかにし、Cが虚偽の説明をいかり、取消事由があると
主張する。 無権限者による招集

3. ② 新株発行無効無効の訴え→無効原因は法定されていない→重大な法令・定款に限る
(1) 299条1項では、株主総会を招集するには、株主に対して通知をしなければならない
として定め、2項では各号に当てる場合、通知は書面で行わなければならないが、4項で
298条1項各号に掲げる事項の記載が求められている。そのため、298条1項
2号の株主総会の議題を記載しなければならない。もっとも、本件招集
通知に議題を記載していなかったため、招集手続の違法があり、取消事由
に当たる。
議案を記載していないことは、取消事由にはならない。
(2) 年招集手続の定め趣旨は、株主総会の前に株主に対して事前に議
題内容等と通知し、株主に対して当該総会に参加する機会及びその準
備ができる保障することにある。 訴訟要件 原告/被告/出訴期間(管轄)

この趣旨に鑑みれば、仮に
議題の不記載が、全員出席総会によって
形骸化されるか?

会社法 2
格原

招集手続に瑕疵があったとしても、株主全員が出席した全員出席総会において適法な決議がなされたときは、招集手続の瑕疵は治癒されると解する。開催に同意して出席

本件定時総会では、前述の通り議題の通知記載が欠けているが、株主であるA及びBが出席し、Bはこれらについて初め2千万円整きつつも、Cからの2億円の資金調達が必要である急務があること、そのためには事実上他に選択肢がないこと、2万円という払込金額が中立的な専門機関が合理的な方法により算定した額であること等の説明を聞き、賛成に至っている。また、株主全員が出席し、適法な決議がなされたことにより、招集手続の瑕疵は治癒されるとも考えうる。

しかし、後述の通り、本件新株発行は有利発行に当たる。にもかかわらず、Cは虚偽の説明をしており、Bはこれを認識していないから、Bは有利発行であるのににもかかわらずその旨の議題の記載がないことを認識できていない。だとすれば、上記趣旨に基づき、招集手続の瑕疵の治癒は認められない。

よって、②は理由として取消事由がある。

4. ①のうち、本件招集通知に議題を記載していないことは、招集手続の29条4項違反として取消事由に当たる。本件議案を記載していないことは、取消事由には当たらない。

また、②と同様に、定款変更については、本件新株発行をするために行われるものであり、②と同様に、Bは新株発行の払込金額について虚偽の説明

①について

→ 108条で定款で定めないと種類株式発行となり、取消される

定めは、株式発行として無効

瑕疵 → 議題、議案で

本件決議

を受けたことにより、正しい認識をしていなければ、AとBの全株主の賛成により決議がなされているとしても、瑕疵の治癒は認められない。

5. ③

10%? 子会社の資金調達に合理的か

(1) 「特に有利な金額」(199条3項)は、公正な払込金額を特に下回る金額を意味すると解する。
今回は50%オフの2万円

令和2年2月中旬に、中立的な専門機関に対し、甲社の事業計画や財務状況を示す資料を提供し、本件優先株式について合理的な方法による評価額の算定を依頼したところ、本件優先株式の評価額は1株あたり4万円と算定されている。そして、算定後、払込期日までの間に、本件優先株式の価値を著しく変動させるような事情はなかったのだから、本件優先株式の公正な払込金額は4万円前後である。にもかかわらず、1株2万円の払込金額となっているから、「特に有利な金額」に当たる。

(2) 有利発行に当たる場合、199条3項で取締役は、株主総会で当該当謝の払込金額でその者の募集をする必要とする理由を説明する義務を負う。
株主が有利発行について判断する資料を与える必要 合理的の有無ではない

しかし、Cは本件定時総会にて、2億円の資金調達が必要であること、そのためには事実上他に財源選択肢がないことを説明しているから、1株2万円の新株発行を行う理由の説明はしている。しかし、199条3項は、有利発行に当たることを前提として、払込金額などの程度公正な金額と比べるのか、その発行をした場合どのような影響を受けることになるのかを株主に伝え、その当否を慎重に検討させる機会を設けるためのものである。本件のように、有利な払込金額が公正な金額であると誤信している場合、上記の趣旨に反する。

したがって、Cの説明義務違反である。よって、取消事由が認められる。

(3) 非公開会社では、既存株主の利益を重視する必要があり、会社法は
 新株発行無効の訴えにより、これらの者と交渉する趣旨であるから、非公
 5 開会社における特別決議に取消事由があることは、新株発行の無効原
 因にあたるべきである。したがって、③の取消事由は本件株式発行の無効
 原因となる。既存株主の利益保護 / 通知・公告 / 法的安定性の観点から定められた出訴期間

(4) 決議 新株発行無効の訴えにおいて、決議の取消事由を理由とする場
 合、831条1項の期間制限に服するべきである。

よって、Bが本件決議がなされた令和2年3月25日から3ヶ月以内に提訴
 すれば、Bの訴えは認められる。

設問 2 (1)

併合 前 $\frac{5000}{95} \rightarrow \frac{2500}{25500854}$ 34%以下

Pは、本件株式併合により、保有する本件優先株式の数も5000株から2500株
 へ半減する。そして、本件併合 本件優先株式の内容①によると、併合前には、Pは
 15 $5000株 \times 1000円 = 5000000円$ の配当を受けるとされていたのに、併合によってその半
 しか配当を受けられなくなるという不利益が生じる。また、併合される株式はP&Q
 へ所有する本件優先株式の4であるから、P&Qの持株比率は低下するという
 不利益を受ける。議決権の行使の際の影響も減少する。可償できるか？

設問 2 (2)

Casting Board

少数株主権 (297株) を行使するべきになる $\frac{3}{100}$
 358株、433株、479株、854株、426株⑦

④(1) 反対株主の株式買取請求 (182条の4) 請求

(1) Pは、本件臨時総会に先立ち本件株式併合に反対する旨を甲社に
 対し書面で通知しているから、182条の4第2項1号に当たり、「反対株主」であ
 る。そして、Pの株式に一株に満たない端数は生じないから、この手段は

※使用した全ての解答用紙に枚数・受験者記入票番号等を記入すること(番号のないものは採点しません)

※解答は左ページから書き始めてください。

4 ページ

裏面へ

とるべきではない。

274 多数決は絶対的

2. 株式の併合をやめることの請求(182条の3) 少数株主のため

(1) 本件議案3は、P及びQが有する本件優先株式その4と2株につき1株の割合で併合あることを目的としており、P及びQが前述設問2(1)のとおり、不利益を被る一方、AB両株式には変動はなく、PQの持株比率が下がるのに対し、ABの持株比率は上がる。関係にある。よりあると、ABは本件議案3についてP・Qと対立する利害関係を有するから、「特別の利害関係を有する者」(831条1項3号)に当たる。

(2) そして、本件議案3は、ABが「議決権を行使したことにより」決議がなされている。

(3) 設問2(1)のとおり、PQのみに著しい不利益をもたらすものであり、著しく不当な決議がなされた」といえる。

したがって、本件決議3には831条1項3号の取消事由があり、適法な決議を経ていない「法令」の「違反」(182条2項の3)がある。

よって、Pは本件株式併合の効力の発生前の時点で、182条の3の株式併合の差止め訴訟を提起することとが考えられる。

116条1項3号(反対株主の株式買取請求)

他方、以上

種類株主を念頭に置いて、損害を及ぼすおそれがあるとき 持分等の価値の希釈化

種類株主総会を要し、その定款(322条2項)にあるときに議決権を行使

反対株主

利益状況を把握した上で、考えらる手段を複数挙げる

★形式的には手段をみている

目的の不当性
かつ1125.9.25
株主平等原則

目的の不当
手段の不当性
相当性欠
場合
権利濫用